

「おかやまアダプト」推進事業 参加団体の手引き

岡山県

令和 8 年 3 月
土木部道路整備課
河川課
防災砂防課
港湾課
都市局都市計画課

目 次

1	「おかやまアダプト」とは？	・・・	1
2	年間の活動を始める前に	・・・	1
	（1）活動開始までの流れ		
	（2）ボランティア保険の加入について		
3	活動に当たっての質問事項等	・・・	3
	（Q1）どんなものが交付金の活動対象経費になるの？		
	（Q2）具体的には何をすればいいの？		
	（Q3）他にどんなことに注意すればよい？		
	（Q4）危険である等として作業を控えたい箇所が見つかったら？		
	（Q5）危険である等として作業を控えた箇所の草刈りは？		
	（Q6）刈った草の処分が困難なため、野焼きをしてもよい？		
	（Q7）活動内容を基本型から付加型へ変更したい。		
	（Q8）変更届が必要な場合はどんな時？		
	（Q9）清掃作業中、怪我をしたが、どうすればよい？		
4	年間の活動が終了した後	・・・	8
	「おかやまアダプト」推進事業実施要領	・・・	9
	様式1 活動団体認定申込書		
	新規団体（道路・花街道）用	・・・	13
	新規団体（河川・海岸）用	・・・	17
	新規団体（公園）用	・・・	21
	様式3 変更届	・・・	27
	様式4 終了届	・・・	29
	様式5 事故発生報告書	・・・	31
	「おかやまアダプト」推進事業交付金交付要綱	・・・	33
	別紙様式1号 交付金交付申請書		
	継続団体（道路・花街道）用	・・・	39
	継続団体（河川・海岸）用	・・・	43
	継続団体（公園）用	・・・	47
	新規団体（道・河・海・公園共通）用	・・・	51
	別紙様式3号 交付金請求書		
	口座名義が代表者ご本人の場合	・・・	53
	口座名義が代表者ご本人でない場合	・・・	55
	別紙様式4号 変更交付承認申請書	・・・	57
	別紙様式5号 中止承認申請書	・・・	59
	別紙様式6号 活動実績報告書	・・・	61

様式記入見本	
活動団体認定申込書	・・・ 6 5
交付金交付申請書	・・・ 6 9
活動実績報告書	・・・ 7 3
事故発生報告書	・・・ 7 6
問い合わせ先一覧	・・・ 7 7

1 「おかやまアダプト」とは？

○活動団体として認定を受けた住民や企業が、道路・河川・海岸・公園の一定区間を自分の養子とみなして、わが子に対するように愛情と責任をもって定期的な清掃・美化活動を行うものです。

○活動団体として認定されると、県・市町村から次のような活動支援が受けられます。

- 県が清掃用具等の購入費として交付金を交付
- 県が参加者を対象としたボランティア保険へ加入
- 回収したゴミの処理に市町村が協力

○認定を受けた団体は、道路・河川・海岸・公園の一定区間のゴミ拾いや除草といった清掃・美化活動を定期的に行います。

○応募方法

市町村、県民局・地域事務所、または県ホームページに用意してある申込書にご記入いただき、地元の市町村に提出してください。

○活動要件

新規で認定を受ける場合は構成人数10人以上、既に認定を受けている場合は構成人数5人以上で、次のような活動を行う地域の自治会や学校、企業などの団体を対象とします。

道路 500m以上（うち岡山県管理の国道・県道・臨港道路が概ね半分以上）の区間を年間4回以上清掃・美化すること。

または、岡山県管理の国道・県道・臨港道路の路肩等に設置された延長20m～50m程度の花壇や植樹ます内の花木の植栽・管理を年間通じて行うこと。

河川・海岸 200m以上（岡山県管理）の区間を年間2回以上清掃・美化すること。

公園 県立都市公園または港湾施設としての緑地（岡山県管理）のうち、管理者との協議で定められた区域を年間2回以上清掃・美化すること。

2 年間の活動を始める前に

本事業に係る各種申請手続きについては、岡山県電子申請サービスの利用が可能です（詳細につきましては、おかやまアダプトホームページ内のリンクをご確認ください）。当該サービスをご利用いただく場合は、県から市町村へ各種申請内容等を共有しますので、市町村への提出は不要です。

（1）活動開始までの流れ

<新規団体の場合>

①認定申込書、交付金交付申請書を提出してください。

「おかやまアダプト」推進事業実施要領の様式1の認定申込書、「おかやまアダプト」推進事業交付金交付要綱の別紙様式1号の交付申請書を、募集期間内に各市町村担当課を経由して、県民局・地域事務所に提出してください。

活動団体として認定されると、認定書が交付されます。

(様式は13ページ～、記入例は65ページ～を参照してください。)

なお、認定書の交付は6月頃となります。認定書交付前に行った活動は、事業対象外となりますので、認定書交付後に活動してください。

<継続団体の場合>

①交付金交付申請書を提出してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金交付要綱の別紙様式1号の交付申請書に記入の上、原則として最初の活動日の20日前までに各市町村担当課または県民局・地域事務所に提出してください。

なお、この申請書は、ボランティア保険の加入申込書も兼ねていますので、交付金の交付を希望しない団体も必ず提出してください。

(様式は39ページ～、記入例は69ページ～を参照してください。)

なお、令和2年度から交付金交付申請書に、活動範囲の図面を添付することとしています。前年度から変更がない場合でも、毎年提出をお願いします。

また、活動範囲の中で、危険箇所等として作業を控える箇所がある場合は、作業を控える箇所を図面に明示し、現地の状況(作業を控える理由)を記載(手書き可)して提出してください。

現地の状況の記載例

- ・高低差が約〇メートルある
 - ・傾斜が急で小石も多く滑りやすい
 - ・交通量が多い
 - ・樹木が繁茂して立ち入れない など
- ※作業を控える箇所は、危険であるとの理由以外でもかまいません。

※交付金交付申請書、交付金請求書等、全ての様式において押印は不要です。

<以降は、新規団体・継続団体共通>

②県民局・地域事務所から交付金交付決定通知書(別紙様式2号)が送付されます。

この通知により、当該年度の活動が認められたこととなります。また、保険への加入通知も兼ねています。

③交付金請求書(別紙様式3号 53ページ)を提出してください。

交付金請求書は、交付金交付決定通知書が送付されたら速やかに提出いただきます。この請求書には、交付決定金額を上限として、活動に要する経費を記入してください。(対象となる経費については3ページをご覧ください。)また、請求書の発行責任者欄にはアダプト団体の代表者名、連絡先を記入してください。

後日、県民局・地域事務所から指定された口座へ交付金が振り込まれます。交付金は、前金払を原則としていますが、活動終了後の精算払を希望される場合は、交付金請求書に活動に要した経費(交付決定金額を上限とする。)を記入の上、活動実績報告書と併せて提出することもできます。

④当該年度の活動を開始してください。

申請書の提出から各活動日までの間に、構成員の追加・変更等がありましたら、様式1別表の名簿を修正し、県民局・地域事務所に提出してください。(FAX可)

事故が発生した際、名簿に住所及び氏名の記載がない場合、保険金が支払われませんので、作業する方は必ず名簿へ記載してください。

(2) ボランティア保険の加入について

ボランティア保険加入に当たっては、必ず1年の活動を開始する前に被保険者とする方の住所及び氏名を明記した活動団体構成員名簿(交付金申請書または認定申込書の中に含まれています(様式1別表))を提出していただく必要があります。事故が発生した際に、名簿に住所及び氏名の記載がない場合、保険金が支払われませんので御注意ください。

なお、提出する名簿については、構成員の住所及び氏名が記載されているものであれば、独自に作成されたものでも構いません。その際、構成員の年齢層について様式1別表を参考に追記してください。また、提出に当たっては、必ずコピーをとって、控えとして保存をお願いします。

事故発生時の対応については、7ページをご覧ください。

3 活動に当たっての質問事項等

Q1:どんなものが交付金の活動対象経費になるの?

A1:アダプト事業交付金の対象となる経費は、主に次のようなものです。

- ・一般的な清掃用具(ホウキ、火ばし、鎌、軍手、ゴミ袋等)
- ・草刈機の本体、替え刃、燃料・オイル等
- ・一輪車、リヤカー、ブロワー等
- ・飲料(ただし、アルコール類は除く。)
- ・花木の種苗、肥料、改良土、プランター、スコップ、ジョウロ等
- ・安全反射ベスト(ビブス等)
- ・団体のユニフォーム等のクリーニング代
- ・廃家電等有料ゴミの処分料
- ・ゴミ運搬用のレンタカー等の借上料
- ・ゴミ運搬用の車両の運行に要する燃料(運搬距離に応じ10円/kmを限度とする。)
- ・ゴミの運搬委託料(アダプト登録団体以外の第三者へ運搬のみを委託する場合に限る)
- ・実績報告書等作成に要する経費(文房具、写真プリント代、郵送料等)
- ・熱中症対策となるもの(熱中症アラーム、瞬間冷却剤、保存水、ウェットタオル等)
- ・その他、活動に要する消耗品(タオル、カットバン、蚊取り線香、体温計、マスク、消毒液等)

一方、次のようなものは対象経費としては認められません。

- ・参加者への日当…本事業はあくまでもボランティア事業であるため、個人の労働についての対価は想定していません。
- ・個人への用具借上料…上記の日当との区別が困難であり不可とします。ただし、リース業者等から借り上げた物は対象として構いません。
- ・食べ物…基本的には認められませんが、活動後に配るパンやおやつ類に限り対象として構いません。
- ・除草剤…周辺環境への影響を考慮し、使用を認めていません。

このほか、判断に困るようなものがありましたら、県民局・地域事務所までお尋ねください。

Q2:具体的には何をすればいいの？

A2:アダプト事業は、県管理施設におけるゴミ拾いや草刈など、清掃・美化に関する任意の活動をお願いしています。

ただし、次のような危険を伴う活動は控えてください。

- ・草刈機以外の動力工具（チェーンソー等）の使用
- ・ユンボ、バックホー等、重機の使用
- ・野焼きを行う活動

（これらの活動についてはボランティア保険の対象外となっています。）

Q3:他に、どんなことに注意すればよい？

A3:通行する車両には十分に注意していただくとともに、危険な箇所へは、立ち入らないでください。

また、アダプト活動を行うにあたっては、公序良俗に反する行為、政治活動、宗教活動、営業活動等アダプト活動の趣旨に沿わない活動はしないようにしてください。

Q4:年度途中で、危険である等として作業を控えたい箇所が見つかった場合、どうすればよい？

A4:変更届(様式3 27ページ)を提出してください。

変更届に現在申請している活動範囲と作業を控える箇所を示した図面をつけ、現地の状況(作業を控える理由)を記載(手書き可)して、県民局・地域事務所に提出してください。

現地の状況の記載例

- ・高低差が約〇メートルある
- ・傾斜が急で小石も多く滑りやすい
- ・交通量が多い
- ・樹木が繁茂していて立ち入れない など

※作業を控える箇所は、危険であるとの理由以外でもかまいません。

Q5:危険である等として作業を控えた箇所の草刈りは誰がどのように行うの？

A5:施設の管理上支障があると判断される場合には、県が草刈りなどを実施します。なお、草刈りなどを実施する場合も、通常、県が、公共施設の維持管理として実施しているものと同程度となりますので、ご了承ください。

Q6:刈った草の処分が困難なため、野焼きをしてもよい？

A6:アダプト活動により生じた草等ゴミの野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の2により禁止されていますので、行わないでください。

Q7:活動内容を基本型から付加型へ変更したい。

A7:交付決定後、作業種別の変更をしたい場合は、変更交付承認申請書(別紙様式4号 57ページ)を提出してください。

Q8:変更届が必要な場合は、どんな時？

A8:年度途中で代表者が変更になる場合、団体名を変更する場合、危険箇所等として作業を控えたい箇所が出てきた場合、活動エリアを広げたい(狭くしたい)場合などです。ただし、活動エリアの変更は、応募資格の延長等の要件を満たしていることが前提です。(様式3 27ページ)

Q9:清掃作業中、怪我をしたが、どうすればよい？

A9:作業中の怪我や第三者(当該団体の構成員を含む。)へ損害を与えた場合、状況に応じ、保険金が支払われます。事故が起こったときは、県民局・地域事務所に第一報を入れていただくとともに、発生から30日以内に事故発生報告書(31ページ、記入例76ページ)を県民局・地域事務所に提出してください。

(様式は最新のものをご使用ください)

(保険金請求については、保険会社へ直接お問い合わせください。請求の流れは7ページを参照してください。)

【現在契約している保険会社】
ニューインディア保険会社岡山支店
TEL086-225-0581 (平日 9:00~17:00)
0120-117-438 (休日・夜間)

※保険会社を変更した際は、団体代表者の方へお知らせします。

(参考)

保険の対象となる事故例

- ・作業中、足を滑らせて溝に落ち骨折した。
- ・自宅から活動場所へ向かう途中、転倒して怪我をした。
(ただし、自動車、原動機付自転車に乗車中の事故は対象外)
- ・鎌で草刈をしていて誤って手を切った。
- ・熱中症、日射病、熱射病
- ・草刈機によってはねた石が停めてあった車に当たり、ガラスが割れた。

保険の対象とならない事故等

- ・Q2で挙げたような危険な作業に伴う事故
- ・提供した飲食物が原因で食中毒が発生した場合
- ・ぎっくり腰や内部疾患が原因と思われるもの

※保険が適用されるには、活動団体構成員名簿に氏名・住所の記載があることが要件ですので、作業に参加する人は必ず名簿へ記載しておいてください。

※所属するアダプト団体以外のアダプト活動に参加した場合も保険が適用されます。

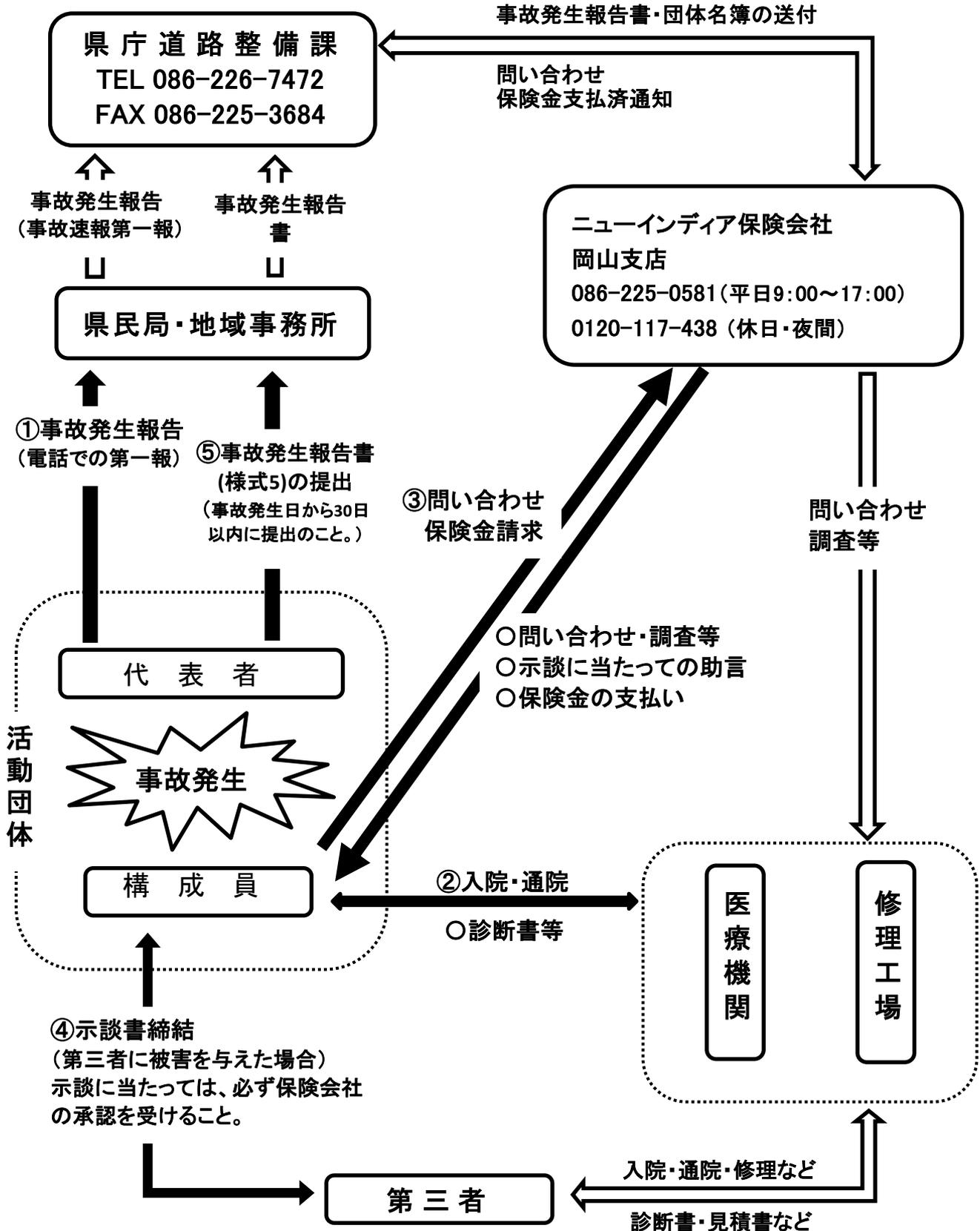
ただし、適用には①どこかのアダプト団体に属していること（保険加入していること）②参加した活動がアダプト活動であることが必要です。（ここでいうアダプト団体、アダプト活動は「おかやまアダプト」推進事業のものに限ります。複数のアダプトの構成員になれるわけではありません。）

●現在契約している保険内容（変更があった場合は代表者の方へ連絡します。）

保険の種類	補償項目	保険金又はてん補限度額
普通傷害保険	死亡・後遺障害保険金	300万円
	入院保険金（180日限度）	1日につき 4,500円
	通院保険金（90日限度）	1日につき 3,000円
賠償責任保険	身体賠償	1名につき 3,000万円 1事故につき 1億円
	対物賠償	1事故につき 300万円

アダプト推進事業参加者保険 事故発生時の手続

* ➡(黒塗矢印)の手続が活動団体の役割です。



※県の閉庁日に事故が発生した場合、県民局・地域事務所へ事故発生報告(電話での第一報)は、翌開庁日をお願いします。

4 年間の活動が終了した後

①活動実績報告書(別紙様式6号)を提出してください。

年間の活動実績や要した経費の内訳を記入していただき、2回分以上の活動状況が分かる写真を添付の上、活動が完了して20日後または3月末日のいずれか早い日までに各市町村担当課または県民局・地域事務所に提出してください。領収書の添付は必要ありません。

なお、活動終了後の精算払を希望される場合は、活動実績報告書に加えて、活動に要した経費(交付決定金額を上限とする。)を記入した交付金請求書を提出してください。

(様式は61ページを参照してください。)

なお、活動団体の代表者は、事業の収入、支出額を記載した会計帳簿を備えるものとして定められていますので、適切に会計処理をしていただくようお願いします。

②交付金に使い残し、余分がある場合は、県民局・地域事務所から納入通知書が送付されますので、最寄りの金融機関等でお支払いください。

取扱金融機関名や納入期日は納入通知書に記載されています。

交付金を使い切っている場合は、納入通知書は送付されません。

「おかやまアダプト」推進事業実施要領

(目的)

第1条 「おかやまアダプト」推進事業（以下「事業」という。）は、地域住民及び企業等の団体（以下「活動団体」という。）が県と市町村の支援のもとに、清掃美化活動等のボランティア活動（以下「活動」という。）を通じて、地域の共有財産である道路、河川、海岸、公園（以下「公共施設」という。）への愛着心を深めるとともに、公共施設利用者のマナー向上を図ることを目的とする。

(事業への参加)

第2条 事業への参加を希望する団体の代表者は、活動の対象区間又は区域の存する市町村長（以下「市町村長」という。）を経由して、岡山県知事（以下「知事」という。）に活動団体認定申込書（様式1）を提出するものとする。

2 活動団体認定申込書には、活動範囲及び作業を控える箇所が分かる図面の写しを添付するものとする。

(活動団体の要件)

第3条 事業に参加できる団体は、対象区間又は区域において活動を行い、又は行おうとする地域の自治会、学校、企業（従業員の団体を含む。）等とする。

2 活動団体の構成人数は、新規団体については10人以上、継続団体については5人以上とする。

(対象区間及び区域)

第4条 事業の対象区間及び区域は、公共施設ごとに以下のとおりとする。

道路 道路500m以上（うち、県管理の道路が概ね半分以上）を含む一定区間
又は県管理の道路沿いに設置された延長20～50m程度の花壇・植樹帯

河川 県管理河川200m以上

海岸 県管理海岸200m以上

公園 県立都市公園（総合グラウンド、倉敷スポーツ公園及び水島緑地に限る。）

又は県が管理する港湾施設としての緑地のうち活動団体と管理者との協議により定められた区域

2 前項の対象区間及び区域に危険である等として活動団体が作業を控える箇所が含まれる場合においても、延長の算定については、当該箇所を含めるものとする。

(活動団体の認定)

第5条 知事は、必要に応じて市町村長及び活動の対象区間及び区域を管理する県民局長（以下「県民局長」という。）に意見を聴き、審査の上活動団体を認定するものとする。

2 知事は、活動団体を認定したときは、速やかにアダプト団体認定書（様式2）により活動団体の代表者にその旨を通知するものとする。

(活動内容の変更)

第6条 活動団体の代表者は、団体の代表者の変更、団体名の変更、活動を控える場所の届出、または活動区域の変更等を行う場合は、県民局長に「おかやまアダプト」推進事業 変更届（様式3）を提出するものとする。

(活動団体の認定の取消)

第7条 事業への参加を終了する団体の代表者は、県民局長に「おかやまアダプト」推進事業 終了届(様式4)を提出するものとする。

- 2 知事は、県民局長が前項の終了届を受理したとき、または「おかやまアダプト」推進事業交付金交付要綱で定める交付金交付申請書が継続して3年間提出されなかったときは、活動団体の認定を取り消すこととする。

(協定書の締結)

第8条 前条の認定に当たっては、県民局長と市町村長は、団体への活動支援等に関する協定書を締結するものとする。

- 2 第1項の協定書の締結に当たっては、必要に応じて国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所、同局岡山河川事務所その他の関係機関の参加を依頼することとする。

(活動団体の役割)

第9条 活動団体は、道路を対象区間とする団体は年間4回以上、花壇・植樹帯を対象区間とする団体は年間を通じて、河川・海岸を対象区間とする団体は年間2回以上、公園を対象区域とする団体は年間2回以上、清掃美化活動等を行い、常に公共施設を清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

- 2 活動団体は、対象区間又は区域の存する市町村の指示に従って、回収したごみを適切に処理するものとする。
- 3 活動団体は、対象区域内の公共施設に異常等を発見したときは、速やかに県民局長に通報するものとする。

(県の役割)

第10条 県は活動団体の活動を支援するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 事業全体の連絡調整
 - (2) 活動団体に対する交付金の交付
 - (3) 活動団体の安全確保のための取組
 - (4) 活動団体の活動状況を県のホームページへ掲載する等の積極的な広報
 - (5) 活動団体の構成員を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険への加入
 - (6) その他活動団体の活動を支援するために必要と認められること
- 2 前項第2号の交付金の交付については、「おかやまアダプト」推進事業交付金交付要綱の定めるところによる。

(作業の安全)

第11条 活動団体は、活動に当たっては、自己の責任において作業を行うとともに、作業における安全確保を最優先するものとする。

- 2 活動団体は、活動における安全確保のため、「おかやまアダプト」推進事業事故防止ハンドブックを活用するなどにより、団体内で安全確保についての意識の共有を図るものとする。
- 3 県は、活動団体の安全確保に資するため、必要な情報提供等に努めるものとする。

(事故発生時の措置)

第12条 活動団体の活動中に発生した事故及び第三者に与えた損害については、市町村及び県はその責任を負わないものとする。ただし、県が加入している傷害保険及び賠償責任保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で県が契約した保険会社が保険金を支払うものとする。

- 2 活動団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合には、速やかに県民局長に報告

するとともに事故発生報告書（様式5）を提出しなければならない。

（県の指示）

第13条 県民局長は、公共施設の管理上、又は活動における安全確保のため必要と認めるときは、活動団体に対して必要な指示をすることがある。

（実施期間）

第14条 事業の実施期間は、知事が活動団体を認定した日から同日の属する年度の3月31日までとする。

2 第7条第2項の規定により認定を取消した場合を除き、実施期間の満了日までに活動団体または県から更新しない旨の意思表示がない場合は、活動団体としての認定は同一の内容で1年間自動更新されるものとし、その後も同様とする。

（電子申請）

第15条 岡山県電子申請サービスを通じた各種の電子申請については、その趣旨に該当する各種様式による申請とみなして、必要事項及び添付書類を確認の上、受理及び審査をすることとする。なお、第2条で定める活動団体認定申込書（様式1）が岡山県電子申請サービスを通じて申請された場合は、県民局長から市町村へその内容を提供するものとする。

（読替規定）

第16条 総合グラウンド及び倉敷スポーツ公園については、第1条、第9条、第12条及び第15条中「市町村」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第5条及び第8条中「市町村長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第13条及び第15条中「県民局長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、活動団体認定に係る手続の改正については、平成18年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

新規団体（道路・花街道）用

(様式1-1)

令和 年 月 日

(市町村長経由)
岡山県知事

殿

活動団体名 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」活動団体認定申込書

令和 年度において「おかやまアダプト」活動団体としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

県が管理する道路 ふりがな 概数で100メートル単位まで記入ください
路線名： _____ 延長： _____ ㌠ _____ メートル

区間： _____ から _____ まで

その他の道路 ふりがな
路線名： _____ 延長： _____ ㌠ _____ メートル

区間： _____ から _____ まで

道路以外 ふりがな
箇所名： _____ 延長： _____ ㌠ _____ メートル

区間： _____ から _____ まで

延長計 _____ km

※活動場所を明示した図面(サイズはA4又はA3とする。)を必ず添付してください。
活動範囲の中で危険である、樹木が活動の支障となっている等として作業を控える箇所がある場合は、図面上に明示し、現地の状況(作業を控える理由)を記載(手書き可)してください。

新規団体（道路・花街道）用

（様式1別表）

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名				
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに ○をしてください	備考
1			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
2			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
3			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
4			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
5			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
6			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
7			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
8			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
9			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
10			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
11			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
12			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
13			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
14			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
15			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
16			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
17			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
18			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
19			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
20			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	

- ・この名簿に記載された個人情報、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

新規団体（河川・海岸）用

（様式1-1）

令和 年 月 日

（市町村長経由）
岡山県知事

殿

活動団体名 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」活動団体認定申込書

令和 年度において「おかやまアダプト」活動団体としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

県が管理する河川 ふりがな 概数で100メートル単位まで記入ください
河川名： _____ 延長： _____ ㌠ _____

区間： _____ から _____ まで

県が管理する海岸 ふりがな
海岸名： _____ 延長： _____ ㌠ _____

区間： _____ から _____ まで

その他 ふりがな
箇所名： _____ 延長： _____ ㌠ _____

区間： _____ から _____ まで

延長計 _____ km

※活動場所を明示した図面（サイズはA4又はA3とする。）を必ず添付してください。
活動範囲の中で危険である、樹木が活動の支障となっている等として作業を控える箇所がある場合は、図面上に明示し、現地の状況（作業を控える理由）を記載（手書き可）してください。

新規団体（河川・海岸）用

（様式 1 別表）

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名				
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに ○をしてください	備考
1			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
2			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
3			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
4			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
5			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
6			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
7			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
8			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
9			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
10			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
11			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
12			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
13			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
14			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
15			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
16			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
17			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
18			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
19			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
20			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	

- ・この名簿に記載された個人情報、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

新規団体（公園）用

（様式1-1）

令和 年 月 日

（市町村長経由）
岡山県知事

殿

活動団体名 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」活動団体認定申込書

令和 年度において「おかやまアダプト」活動団体としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

公園名 ふりがな _____

（岡山県が管理するものに限る）

区 域 ふりがな _____
(別添図面のとおり)

その他 ふりがな 箇所名： _____ 延長： _____ キロ _____ メートル

ふりがな 区 間： _____ から _____ まで

※活動場所を明示した図面（サイズはA4又はA3とする。）を必ず添付してください。
活動範囲の中で危険である、樹木が活動の支障となっている等として作業を控える箇所がある場合は、図面上に明示し、現地の状況（作業を控える理由）を記載（手書き可）してください。

新規団体（公園）用

（様式 1 別表）

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名				
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに ○をしてください	備考
1			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
2			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
3			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
4			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
5			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
6			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
7			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
8			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
9			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
10			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
11			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
12			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
13			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
14			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
15			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
16			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
17			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
18			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
19			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
20			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	

- ・この名簿に記載された個人情報、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

(様式2)

(活動団体名)

代表

様

貴団体を「おかやまアダプト」推進事業参加団体として認定します。

令和 年 月 日

岡山県知事

印

(様式3)

令和 年 月 日

岡山県 県民局長

殿

活動団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業 変更届

「おかやまアダプト」推進事業について、次のとおり変更したので、届け出ます。

1 変更年月日 令和 年 月 日

2 変更の内容

3 変更の理由

*変更届が必要な場合の例

代表者の変更、団体名の変更、控える箇所の届出、活動区域の変更

(様式4)

令和 年 月 日

岡山県 県民局長

殿

活動団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業 終了届

「おかやまアダプト」推進事業について、次のとおり活動を終了します。

1 終了年月日

令和 年 月 日

2 終了の理由

3 アダプトサインの撤去

岡山県がアダプトサインを撤去することに異存ありません。

(平成20年度までに認定を受けた団体のみ対象)

* 終了届の提出について

活動を終了する場合は、終了届を提出してください。

なお、終了届を提出した団体が、再開する場合は、改めて新規団体として認定する必要がありますのでご注意ください。

事故発生報告書

(岡山県経由)

保険会社 御中

当事者の所属団体名 (受傷者または第三者に被害を与えた場合の)					
受傷者または被害者	住所				
	氏名		年齢		電話
第三者に被害を与えた場合 当事者	住所				
	氏名		年齢		電話
物損事故の場合 損害物と破損の程度					
事故発生日時					
事故発生場所 ※現場を示した図面を添付すること					

事故の原因、状況など

①作業内容

②使用していた用具 (あれば)

③事故の原因・経緯

④ケガの状況・程度

上記事故報告は事実に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

活動団体名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、「おかやまアダプト」推進事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、「おかやまアダプト」推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、地域住民や企業等の団体（以下「活動団体」という。）が県と市町村の支援のもとに、清掃美化活動等のボランティア活動を通じて、地域の共有財産である道路、河川及び海岸、公園（以下「公共施設」という。）への愛着心を深めるとともに、公共施設利用者のマナー向上を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 交付金の交付対象は、活動団体が購入する清掃用具等の経費とする。

(交付金額等)

第4条 交付金の交付対象、交付金額は下記のとおりとする。

事業種別	作業項目	交付対象	交付金額
基本型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設及び周辺の紙屑、空き缶、空きビン等の除去 ・ 道路標識の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホウキ ・ 軍手 ・ その他、左記作業項目に関し必要と認められる用具等 	1団体当たり 年間 20,000円
付加型 ・ 花街道型	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 花壇の手入れ ・ 植樹帯の補植 ・ 灌水、施肥等 	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌、剪定バサミ ・ 草刈機替え刃 ・ 種苗、肥料 ・ フラワーポット ・ その他、左記作業項目に関し必要と認められる用具等 	1団体当たり 年間 30,000円

2 県や市町村から支給される物品は、交付金の対象外とする。

(交付申請)

第5条 活動団体の代表者は、交付金の交付を受けようとするときは、「おかやまアダプト」推進事業交付金交付申請書（別紙様式1号）を、活動開始日の20日前までに、活動の対象区間又は区域の存する市町村長（以下「市町村長」という。）を経由して、活動の対象区間又は区域を管理する県民局長（以下「県民局長」という。）に提出しなければならない。ただし、岡山県電子申請サービスを利用して、申請する場合は、県から市町村へ申込内容を提供するものとする。

2 「おかやまアダプト」推進事業交付金交付申請書には、活動範囲及び作業を控える箇所が分かる図面の写しを添付するものとする。

(交付決定)

第6条 県民局長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、「おかやまアダプト」推進事業交付金交付決定通知書（別紙様式2号）により、市町村長を経由して、活動団体の代表者に通知するものとする。

2 県民局長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付金の支払い)

第7条 活動団体の代表者は、前条の交付決定を受理したら速やかに「おかやまアダプト」推進事業交付金請求書（別紙様式3号）を、県民局長に提出するものとする。

2 県民局長は、前項の交付金請求書の提出があった場合、速やかに活動団体の代表者に交付金を前金払するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、精算払を受けようとする活動団体の代表者は、第12条に規定する報告書に併せて「おかやまアダプト」推進事業交付金請求書を提出するものとし、県民局長は、当該交付金請求書の提出があった場合は、速やかに活動団体の代表者に交付金を精算払するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 活動団体の代表者は、交付金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を、県民局長あてに提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業種別の変更)

第9条 活動団体の代表者は、第4条第1項の規定による事業種別を変更しようとするときは、あらかじめ「おかやまアダプト」推進事業変更承認申請書（別紙様式4号）を県民局長あてに提出し、その承認を受けなければならない。

2 県民局長は、第7条に規定する交付金の支払いを行った後に前項の承認を行った場合、交付金額に不足額が生じているときは、速やかに活動団体の代表者に当該不足額を交付するものとし、交付金額に過払額が生じているときは、活動団体の代表

者に当該過払額の返納を命じるものとする。

(事業の中止)

第10条 活動団体の代表者は、事業を当該年度の途中で中止しようとする場合は、「おかやまアダプト」推進事業中止承認申請書（別紙様式5号）を、県民局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の確認、検査)

第11条 県民局長は、事業の適正を期すため必要に応じ、現地の確認を行うほか、活動団体の代表者に対し報告を求め、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

2 県民局長は、前項の検査により、実施要領及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、活動団体の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(活動実績報告)

第12条 活動団体の代表者は、事業が完了したとき（第10条の規定による事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）は、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに活動実績報告書（別紙様式6号）を、県民局長に提出しなければならない。

2 活動実績報告書には、2回分以上の活動状況を撮影した写真を添付するものとする。

(交付金の返納)

第13条 県民局長は、前条の規定による実績報告書の受理の後、既に交付した交付金額に過払額が生じている場合は、速やかに活動団体の代表者に当該過払額の返納を命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 県民局長は、第10条の規定による事業の中止申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

(1) 活動団体の代表者が、実施要領若しくは本要綱又はこれに基づく県民局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 活動団体の代表者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 活動団体の代表者が、事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 県民局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消し部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命

ずるものとする。

- 3 県民局長は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る交付金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、
年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の規定による加算金の納付の期限は、
当該返還及び納付の命令がなされた日の翌日から起算して20日以内とし、期限内
に納付されない場合には、県民局長は未納に係る金額に対して、その未納に係る期
間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 県民局長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、
加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（事業の経理等）

- 第15条 活動団体の代表者は、事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分し
て事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければな
らない。
- 2 活動団体の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備
して、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日（第10条の規定による事業の中
止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保
存しなければならない。

（電子申請）

- 第16条 岡山県電子申請サービスを通じた各種の電子申請については、その趣
旨に該当する各種様式による申請とみなして、必要事項及び添付書類を確認の
上、受理及び審査をすることとする。

（読替規定）

- 第17条 総合グラウンド及び倉敷スポーツ公園については、第2条及び第4条中「市
町村」とあるのは「指定管理者」と、第5条及び第6条中「市町村長」とあるのは
「指定管理者」とする。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別
に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

継続団体（道路・花街道）用

(別紙様式1号-1)

令和 年 月 日

(市町村長経由)
岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏 名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金交付申請書

令和 年度において「おかやまアダプト」推進事業交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

- ・前年と変更なし
 - ・前年から変更あり
- } (いずれかに○印)

(1) 下記に区間を記入するとともに、活動場所を明示した図面(サイズはA4又はA3)を添付してください。

	ふりがな	概数で100メートル単位まで記入ください
県が管理する道路	路線名： _____	延長： _____ キロ _____ メートル
	区 間： _____	から _____ まで
その他の道路	路線名： _____	延長： _____ キロ _____ メートル
	区 間： _____	から _____ まで
道路以外	箇所名： _____	延長： _____ キロ _____ メートル
	区 間： _____	から _____ まで
		延長 _____ k m

継続団体（道路・花街道）用

(別紙様式1号-3)

5 清掃用具等

- ・ 基本型で実施します。
 - ・ 付加型で実施します。
 - ・ 花街道型で実施します。
- } (いずれかに○印)

予定している作業項目及び用具の種類に○印をつけてください。

作業種別	作業項目	用具の種類	交付金額
基本型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設及び周辺の紙屑、空き缶、空きビン等の除去 ・ 道路標識の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホウキ ・ 軍手 ・ その他 	1年、1団体当たり 20,000円
付加型 ・ 花街道型	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 花壇の手入れ ・ 植樹帯の補植 ・ 灌水、施肥等 	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌 ・ 剪定バサミ ・ 草刈機替え刃 ・ 種苗、肥料 ・ フラワーポット ・ その他 	1年、1団体当たり 30,000円

(県や市町村から支給される物品は、交付金の対象外とします。)

6 その他通信欄 (県への連絡事項等がありましたらご記入ください。)

継続団体（道路・花街道）用

（様式1別表）

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名				
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに ○をしてください	備考
1			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
2			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
3			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
4			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
5			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
6			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
7			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
8			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
9			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
10			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
11			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
12			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
13			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
14			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
15			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
16			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
17			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
18			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
19			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
20			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	

- ・この名簿に記載された個人情報、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

継続団体（河川・海岸）用

(別紙様式1号-1)

令和 年 月 日

(市町村長経由)
岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏 名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金交付申請書

令和 年度において「おかやまアダプト」推進事業交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

- ・前年と変更なし
 - ・前年から変更あり
- } (いずれかに○印)

(1) 下記に区間を記入するとともに、活動場所を明示した図面(サイズはA4又はA3)を添付してください。

県が管理する河川 ふりがな 河川名: _____ 概数で100メートル単位まで記入ください
延長: _____ キロ _____ メートル

ふりがな 区 間: _____ から _____ まで

県が管理する海岸 ふりがな 海岸名: _____ 延長: _____ キロ _____ メートル

ふりがな 区 間: _____ から _____ まで

その他 ふりがな 箇所名: _____ 延長: _____ キロ _____ メートル

ふりがな 区 間: _____ から _____ まで

延長 _____ k m

継続団体（河川・海岸）用

（別紙様式1号-3）

5 清掃用具等

- ・ 基本型で実施します。
 - ・ 付加型で実施します。
- } (いずれかに○印)

予定している作業項目及び用具の種類に○印をつけてください。

作業種別	作業項目	用具の種類	交付金額
基本型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設及び周辺の紙屑、空き缶、空きビン等の除去 ・ 道路標識の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホウキ ・ 軍手 ・ その他 	1年、1団体当たり 20,000円
付加型	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 花壇の手入れ ・ 植樹帯の補植 ・ 灌水、施肥等 	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌 ・ 剪定バサミ ・ 草刈機替え刃 ・ 種苗、肥料 ・ フラワーポット ・ その他 	1年、1団体当たり 30,000円

（県や市町村から支給される物品は、交付金の対象外とします。）

6 その他通信欄 （県への連絡事項等がありましたらご記入ください。）

継続団体（河川・海岸）用

（様式 1 別表）

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名				
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに ○をしてください	備考
1			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
2			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
3			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
4			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
5			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
6			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
7			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
8			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
9			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
10			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
11			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
12			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
13			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
14			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
15			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
16			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
17			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
18			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
19			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
20			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	

- ・この名簿に記載された個人情報、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

継続団体（公園）用

（別紙様式1号-1）

令和 年 月 日

（市町村長経由）
岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏 名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金交付申請書

令和 年度において「おかやまアダプト」推進事業交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

- ・前年と変更なし
 - ・前年から変更あり
- } (いずれかに○印)

(1) 下記に区間を記入するとともに、活動場所を明示した図面（サイズはA4又はA3）を添付してください。

公 園 名 ふりがな

（岡山県が管理するものに限る）

区 域 ふりがな

_____ (別添図面のとおり)

そ の 他 ふりがな 箇所名： _____ 延長： _____ キロメートル

ふりがな 区 間： _____ から _____ まで

継続団体（公園）用

(別紙様式1号-3)

5 清掃用具等

- ・ 基本型で実施します。
 - ・ 付加型で実施します。
- } (いずれかに○印)

予定している作業項目及び用具の種類に○印をつけてください。

作業種別	作業項目	用具の種類	交付金額
基本型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設及び周辺の紙屑、空き缶、空きビン等の除去 ・ 道路標識の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホウキ ・ 軍手 ・ その他 	1年、1団体当たり 20,000円
付加型	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 花壇の手入れ ・ 植樹帯の補植 ・ 灌水、施肥等 	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌 ・ 剪定バサミ ・ 草刈機替え刃 ・ 種苗、肥料 ・ フラワーポット ・ その他 	1年、1団体当たり 30,000円

(県や市町村から支給される物品は、交付金の対象外とします。)

6 その他通信欄 (県への連絡事項等がありましたらご記入ください。)

継続団体（公園）用

（様式 1 別表）

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名				
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに ○をしてください	備考
1			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
2			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
3			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
4			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
5			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
6			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
7			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
8			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
9			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
10			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
11			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
12			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
13			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
14			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
15			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
16			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
17			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
18			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
19			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	
20			～10代、20～50代、 60代、70代、80代～	

- ・この名簿に記載された個人情報、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

新規団体（道・河・海・公園共通）用

（別紙様式1号-1）

令和 年 月 日

（市町村長・指定管理者経由）
岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金交付申請書

令和 年度において「おかやまアダプト」推進事業交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 活動しようとする範囲
同時提出している「おかやまアダプト」活動団体認定申込書に記載のとおり
- 2 参加者数
同 上
- 3 活動計画
同 上

（注意）同時提出している「おかやまアダプト」活動団体認定申込書の審査の結果、活動団体として認定されなかった場合はこの申請書は無効となります。

新規団体（道・河・海・公園共通）用

(別紙様式1号-2)

4 清掃用具等

- ・ 基本型で実施します。
 - ・ 付加型で実施します。
 - ・ 花街道型で実施します。
- } (いずれかに○印)

予定している作業項目及び用具の種類に○印をつけてください。

作業種別	作業項目	用具の種類	交付金額
基本型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設及び周辺の紙屑、空き缶、空きビン等の除去 ・ 道路標識の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホウキ ・ 軍手 ・ その他 	1年、1団体当たり 20,000円
付加型 ・ 花街道型	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 花壇の手入れ ・ 植樹帯の補植 ・ 灌水、施肥等 	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌 ・ 剪定バサミ ・ 草刈機替え刃 ・ 種苗、肥料 ・ フラワーポット ・ その他 	1年、1団体当たり 30,000円

注：対象となる作業種別は各団体種別ごとに次のとおりです。

道路：基本型、付加型、花街道型

河川・海岸：基本型、付加型

公園：基本型、付加型（ただし、県立都市公園を対象とする団体は基本型に限る。）

(県や市町村から支給される物品は、交付金の対象外とします。)

(市町村長・指定管理者経由)

岡山県 県民局長 殿

活動団体名 _____

代表者住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

事務担当者氏名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金請求書

令和 年度「おかやまアダプト」推進事業の活動交付金として、下記金額を請求します。

記

1 交付金請求金額

金 円

交付金振込口座名

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号
銀行・農協 金庫・信組	店		

(注1)口座種別には、普通、当座、その他の別を記入してください。

(注2)口座番号は、右詰めで記入し、空欄には「0」を記入してください。

口座名義人

フリガナ																				
氏名																				

金融機関(支店)の電話番号 _____

発行責任者 氏名 _____ (連絡先: _____)

※発行責任者欄にはアダプト団体の代表者名、連絡先を記入してください。

口座名義が、代表者ご本人の場合は本様式を提出してください。

(市町村長・指定管理者経由)

岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____
代表者住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
事務担当者氏名 _____
電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金請求書

令和 年度「おかやまアダプト」推進事業の活動交付金として、下記金額を請求します。
なお、請求金額の受領については、下記の者に委任しますので、下記口座に振り込んでください。

記

1 交付金請求金額

金 円

2 受任者

住所

氏名

交付金振込口座名

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号
銀行・農協 金庫・信組	店		

(注1)口座種別には、普通、当座、その他の別を記入してください。

(注2)口座番号は、右詰めで記入し、空欄には「0」を記入してください。

口座名義人

フリガナ																				
氏名																				

金融機関(支店)の電話番号 _____

発行責任者 氏名 _____ (連絡先: _____)

※発行責任者欄にはアダプト団体の代表者名、連絡先を記入してください。

口座名義が、代表者ご本人でない場合は本様式を提出してください。

令和 年 月 日

(市町村長・指定管理者経由)
岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏 名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業 変更交付承認申請書

令和 年度において「おかやまアダプト」推進事業を変更したいので、その承認を申請します。

1 変更する事業内容

2 変更理由

3 交付金額の変更

既 申 請 額 円

変 更 申 請 額 円

差 額 円

4 清掃用具等

- ・ 基本型で実施します。
 - ・ 付加型で実施します。
 - ・ 花街道型で実施します。
- } (いずれかに○印)

予定している作業項目及び用具の種類に○印をつけてください。

作業種別	作業項目	用具の種類	交付金額
基本型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設及び周辺の紙屑、空き缶、空きビン等の除去 ・ 道路標識の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホウキ ・ 軍手 ・ その他 	1年、1団体当たり 20,000円
付加型 ・ 花街道型	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 花壇の手入れ ・ 植樹帯の補植 ・ 灌水、施肥等 	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌 ・ 剪定バサミ ・ 草刈機替え刃 ・ 種苗、肥料 ・ フラワーポット ・ その他 	1年、1団体当たり 30,000円

注：対象となる作業種別は団体種別ごとに次のとおりです。

道 路：基本型、付加型、花街道型

河川・海岸：基本型、付加型

公 園：基本型、付加型（ただし、県立都市公園を対象とする団他は基本型に限る。）

（県や市町村から支給される物品は、交付金の対象外とします。）

令和 年 月 日

(市町村長・指定管理者経由)
岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____
代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏 名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業中止承認申請書

令和 年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった令和 年度「おかやまアダプト」推進事業について、次のとおり事業中止したいので、その承認を申請します。

記

1 中止する事業内容

2 中止の理由

3 中止年月日
令和 年 月 日

令和 年 月 日

(市町村長・指定管理者経由)
岡山県 県民局長
殿

活動団体名 _____

代 表 者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

事務担当者 氏 名 _____

電話番号 _____

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業活動実績報告書

令和 年 月 日付け、 第 号で交付決定通知のあ
った令和 年度「おかやまアダプト」推進事業を実施したので、次のとおり報告
します。

1 活動実績

活動年月日	活動箇所	延 長	活動内容	参加人数

2 活動経費

(単位：円)

品 目	金 額
支出計	

(支出計が既交付額を下回った場合、記入してください。)

既交付額	円
<u>支出額</u>	<u>円</u>
差額 (返納額)	円

3 活動状況

2 回分以上の活動状況を撮影した写真を貼付してください。

撮影日とコメント	写 真 貼 付 欄

撮影日とコメント	写 真 貼 付 欄

新規団体（道路・花街道）用

太字斜体箇所が団体の皆様に記入して頂く箇所です。

(様式1-1)

令和 〇年 4月 1日 (市町村長経由)

岡山県知事

伊原木 隆太 殿

活動団体名 〇〇〇〇〇会

代表者 住所 ●●市◎◎町1-2-3

氏名 岡山 太郎

電話番号 000-000-0000

事務担当者 氏名 岡山 花子

電話番号 000-000-0000

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」活動団体認定申込書

令和 〇 年度において「おかやまアダプト」活動団体としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

概数で100メートル単位まで記入ください

ふりがな けんどうしかく しかく しかく しかく
県が管理する道路 路線名：県道 ■ ■ ■ ■ 線 延長： 扣 400 メートル

区間を示す目印等を必ず記入してください
間： ××小学校校門前 から ●●交差点 まで

ふりがな しどう しかく しかく しかく
その他の追路 路線名：市道 □ □ □ 線 延長： 扣 300 メートル

区 間： ●●交差点 から ××公園 まで

ふりがな ばつばつこうえん
道路以外 箇所名： ××公園 延長： 扣 メートル

【作業を控える理由の例】

高低差が約〇メートルある、傾斜が急で小石も多く滑りやすい、交通量が多い、樹木が繁茂して立ち入れないなど 計 0.7 km まで

※活動場所を明示した図面(サイズはA4又はA3とする。)を必ず添付してください。

活動範囲の中で危険である等として作業を控える箇所がある場合は、作業を控える箇所を図面上に明示し、現地の状況(作業を控える理由)を記載(手書き可)して提出してください。

新規団体（道路・花街道）用

様式 1 別表)

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名		まるまるまるまるかい 〇〇〇〇会		
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに 〇をしてください	備考
1	岡山太郎	●●市◎◎町1-2-3	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	代表者
2	岡山花子	●●市◎◎町1-2-3	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
3	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
4	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
5			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
6			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
7			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
8			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
9			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
10			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
11			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
12			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
13			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
14			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
15			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
16			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
17			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
18			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
19			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
20			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	

団体構成員全員の住所・氏名をご記入ください。また、該当の年齢層に〇印をお願いします。

この名簿に記載のない方はアダプト推進事業参加者保険が適用されません。

一年の活動途中で構成員の追加があった場合は、この名簿に追加となった方の住所・氏名・年齢層、備考欄に「追加」と記入の上、所轄の県民局・地域事務所にご提出ください。

なお、この「活動団体構成員名簿」は、この様式でなくとも、団体構成員全員の住所、氏名がわかるものであれば、各団体で独自に作成されている名簿を提出して頂いても差し支えありません。独自の名簿を提出される場合は、年齢層の追記をお願いします。

また、この用紙を使用する際に記入欄が足りなくなった場合は恐れ入りますが、コピーしてお使いください。

- ・この名簿に記載された個人情報は、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

認定申込書・交付金交付申請書に添付する図面の写しの作成例



継続団体（河川・海岸）用

太字斜体箇所が団体の皆様に記入して頂く箇所です。

(別紙様式1号-1)

令和 ○年 4月 1日

(市町村長経由)

岡山県 **備前** 県民局長
 ○ ○ ○ ○ 殿

県民局長名が不明な場合はお近くの県民局・地域事務所におたずねください。

活動団体名 △△川を守る会

代 表 者 住 所 ▲▲市××町1-2-3

氏 名 備前 一郎

電話番号 000-000-0000

事務担当者 氏 名 備前 次郎

電話番号 000-000-0000

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業交付金交付申請書

令和 ○ 年度において「おかやまアダプト」推進事業交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 活動しようとする範囲

- ・前年と変更なし
 - ・前年から変更あり
- } (いずれかに○印)

(1) 下記に区間を記入するとともに、活動場所を明示した図面(サイズはA4又はA3)を添付してください。

概数で100メートル単位まで記入ください

県が管理する河川 ふりがな 河川名: △△川 さんかくさんかくかわ 延長: キロ 400 メートル

ふりがな 区 間: □ □ 橋 しかく しかく ぼし から 下流へ400m まで

県が管理する海岸 ふりがな 海岸名: _____ 延長: _____ キロ _____ メートル

区間を示す目印等を必ず記入してください。 ふりがな 区 間: _____ から _____ まで

その他 ふりがな 箇所名: _____ 延長: _____ キロ _____ メートル

ふりがな 区 間: _____ から _____ まで
 延長 0.4 km

継続団体（河

活動に当たって購入する資材等に○印記入ください。また、その他の資材を購入する際は下段のかっこ内に購入するものの名称を記入ください。

3)

5 清掃用具等

- ・ 基本型で実施します。
 - 付加型で実施します。
- } (いずれかに○印)

予定している作業項目及び用具の種類に○印をつけてください。

作業種別	作業項目	用具の種類	交付金額
基本型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設及び周辺の紙屑、空き缶、空きビン等の除去 ・ 道路標識の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホウキ ○ 軍手 ・ その他 	1年、1団体当たり 20,000円
付加型	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 除草 ・ 花壇の手入れ ・ 植樹帯の補植 ・ 灌水、施肥等 	基本型に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 鎌 ・ 剪定バサミ ・ 草刈機替え刃 ・ 種苗、肥料 ・ フラワーポット ○ その他 <p style="margin-left: 20px;"> 草刈機燃料 草刈機オイル ゴミ袋 熊手 ジュース </p>	1年、1団体当たり 30,000円

※交付対象となるもの、ならないものについては、3ページをご参照ください。

(県や市町村から支給される物品は、交付金の対象外とします。)

6 その他通信欄 (県への連絡事項等がありましたらご記入ください。)

継続団体（河川・海岸）用

(様式1別表)

活動団体構成員名簿

ふりがな 活動団体名		△△川を守る会		
番号	氏名	住所	年齢層 いずれかに ○をしてください	備考
1	備前一郎	▲▲市××町1-2-3	10代、20~50代、 60代、70代、80代~	代表者
2	備前次郎	▲▲市××町1-2-4	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
3	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
4	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
5	<p>団体構成員全員の住所・氏名をご記入ください。また、該当の年齢層に○印をお願いします。</p> <p><u>この名簿に記載のない方はアダプト推進事業参加者保険が適用されません。</u></p> <p>一年の活動途中で構成員の追加があった場合は、この名簿に追加となった方の住所・氏名・年齢層、備考欄に「追加」と記入の上、所轄の県民局・地域事務所にご提出ください。</p> <p>なお、この「活動団体構成員名簿」は、この様式でなくとも、団体構成員全員の住所、氏名がわかるものであれば、各団体で独自に作成されている名簿を提出して頂いても差し支えありません。独自の名簿を提出される場合は、年齢層の追記をお願いします。</p> <p>また、この用紙を使用する際に記入欄が足りなくなった場合は恐れ入りますが、コピーしてお使いください。</p>		~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
6			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
7			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
8			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
9			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
10			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
11			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
12			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
13			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
14			~10代、20~50代、 60代、70代、80代~	
15	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~			
16	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~			
17	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~			
18	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~			
19	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~			
20	~10代、20~50代、 60代、70代、80代~			

- ・この名簿に記載された個人情報、岡山県が「おかやまアダプト」推進事業参加者傷害・賠償責任保険に加入する際に使用します。この名簿に記載のない方は保険が適用されませんので、作業に参加する方本人の同意を得た上で、必ず記載してください。
- ・この名簿に記載された個人情報は、上記保険につき岡山県が契約する保険会社以外の第三者に提供、開示等一切しません。

太字斜体箇所が団体の皆様に記入して頂く箇所です。

(別紙様式 6 号 - 1)

令和〇年 11月 1日

(市町村長・指定管理者経由)

岡山県 **備前** 県民局長
〇 〇 〇 〇 殿

活動団体名
代表者

△△川を守る会

住所

▲▲市××町 1-2-3

氏名

備前 一郎

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事務担当者

氏名

備前 一郎

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

※代表者以外に事務担当者がある場合は記載してください。

1 年の活動が終了したらなるべく早めに実績報告してください。

「おかやまアダプト」推進事業活動実績報告書

令和〇年 4月 19日付け、岡山県指令備前局建第 110号で交付決定通知のあった令和〇年度「おかやまアダプト」推進事業を実施したので、次のとおり報告します。

1 活動実績

活動年月日	活動箇所	延長	活動内容	参加人数
4月30日	△△川	400m	ゴミ拾い、草刈り	27
6月25日	同上	同上	同上	29
10月22日	同上	同上	同上	27

2 活動経費

(単位：円)

品 目	金 額
鎌 3 個	5,400円
草刈機替え刃 10 枚	13,000円
ゴミ袋90L 10 枚	600円
ペットボトルジュース 20 本	3,000円
軍手 1 ダース	900円
運搬用車両燃料 運搬距離 10 キロ	100円
<p>購入した品目及び金額を記入してください。 <u>なお、領収書の添付は不要です。</u></p> <p>支出した合計金額を記入してください。</p>	
支出計	23,000円

(支出計が既交付額を下回った場合、記入してください。)

既交付額	30,000	円
支出額	23,000	円
差額 (返納額)	7,000	円

この欄は支出計額が交付金額を下回った場合のみ、記入してください。
 差額 (返納額) がある場合、県民局・地域事務所から納入通知書が送付されま
 す。

なお、活動開始時点で支出計額が交付金額を下回ることが予測される場合は、
 精算払いを希望することができます。

3 活動状況

2 回分以上の活動状況を撮影した写真を貼付してください。

撮影日とコメント	写真貼付欄
<p>4月30日 △△川での草刈 作業の状況</p> <p>現場付近での活動中又は活動後の様子で、1回の活動につき、1枚以上の写真を貼付してください。</p>	
<p>10月22日 △△川でのゴミ 収集の状況</p> <p>簡単にコメントもつけてください。</p>	

枚数が足りない場合は恐れ入りますが、コピーしてお使いください。

事故発生報告書

(岡山県経由)

活動中に団体の構成員の方が第三者に被害を与えた場合の例です。

●●●●保険会社 御中

当事者の所属団体名 (受傷者または第三者に被害を与えた場合の)		□□□□会				
受傷者または被害者	住所	〇〇郡□□町▲▲123				
	氏名	備中 一郎	年齢	xx	電話	0000-00-0000
加害者となった方について 記入してください。 第三者に被害を与えた場合 当事者	住所	▲▲郡□□町〇〇456				
	氏名	美作 次郎	年齢	xx	電話	0000-00-0000
物損事故の場合 損害物と破損の程度	乗用車(プレートナンバー 岡山000 □0000)のフロントガラスにひび割れ 損害物と破損の程度を具体的に記入してください。					
事故発生日時	令和8年4月28日 10時10分ごろ					
事故発生場所 ※現場を示した図面を添付すること	県道●●●●線、▲▲郡□□町〇〇地内、◎◎交差点から東へ100m付近					

加害者となった方について
記入してください。

関係する人等の電話番号
を必ず記入してください。

損害物と破損の程度を具体的に記入してください。

事故の原因、状況など

①作業内容 事故発生場所付近の路肩で草刈機を使用し草刈りを行っていた。

②使用していた用具(あれば) 肩掛け草刈機

③事故原因・経緯 草刈りを行っていた際、草むらの中に落ちていた空き缶を草刈機ではね、その缶が現場を通りかかった備中氏運転の乗用車(ナンバー岡山000 □0000)のフロントガラスに当たり、ガラスにひびが入ったもの。

事故後、車はそのまま備中氏が運転し、自宅まで帰り、その後修理工場(□□自動車、電話000-000-0000)で修理中。

④ケガの状況・程度 被害者(備中氏)、加害者(美作氏)ともにケガなし

上記事故報告は事実に相違ないことを証明します。

令和 8年 4月 30日

活動団体名 □□□□ 会

代表者住所 ▲▲郡□□町〇〇789

代表者氏名 美作 太郎

代表者電話番号 0000-00-0000

※日中、連絡のつく電話番号を記載してください。

「おかやまアダプト」推進事業 問い合わせ先一覧

県民局・地域事務所の窓口

※岡山市（道路を除く）・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町で活動する団体

備前県民局管理課 〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1

道路に関すること（第1班） TEL(086)233-9835 FAX(086)223-1582

河川、海岸、公園に関すること（第2班） TEL(086)233-9877 FAX(086)223-1582

※備前市・赤磐市・和気町で活動する団体

備前県民局東備地域管理課 〒709-0492 和気郡和気町和気 487-2（東備地域事務所）

TEL(0869)92-5170 FAX(0869)93-0228

◎上記の地域で活動中の団体の方は、提出書類を「備前県民局長」宛てとしてください。

※倉敷市・総社市・早島町で活動する団体

備中県民局管理課 〒710-8530 倉敷市羽島 1083

TEL(086)434-7062 FAX(086)426-6064

（倉敷市の海岸等で活動する団体）

水島港湾事務所維持管理課 〒712-8056 倉敷市水島福崎町 1-12

TEL(086)444-7144 FAX(086)448-9600

※笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町で活動する団体

備中県民局井笠地域管理課 〒714-8502 笠岡市六番町 2-5（井笠地域事務所）

TEL(0865)69-1634 FAX(0865)63-7454

※高梁市で活動する団体

備中県民局高梁地域管理課 〒716-8585 高梁市落合町近似 286-1（高梁地域事務所）

TEL(0866)21-2854 FAX(0866)22-9851

※新見市で活動する団体

備中県民局新見地域管理課 〒718-8550 新見市高尾 2400（新見地域事務所）

TEL(0867)72-9170 FAX(0867)72-8294

◎上記の地域で活動中の団体の方は、提出書類を「備中県民局長」宛てとしてください。

※津山市・鏡野町・久米南町・美咲町で活動する団体

美作県民局管理課 〒708-8506 津山市山下 53

TEL(0868)23-1437 FAX(0868)22-7032

※真庭市・新庄村で活動する団体

美作県民局真庭地域管理課 〒717-8501 真庭市勝山 591（真庭地域事務所）

TEL(0867)44-3116 FAX(0867)44-5114

※美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村で活動する団体

美作県民局勝英地域管理課 〒707-8585 美作市入田 291-2（勝英地域事務所）

TEL(0868)73-4061 FAX(0868)72-6328

◎上記の地域で活動中の団体の方は、提出書類を「美作県民局長」宛てとしてください。

岡山県庁土木部道路整備課 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-7472 FAX(086)225-3684

「おかやまアダプト」推進事業ホームページアドレス

<http://www.pref.okayama.jp/page/335144.html>

各種申請様式もダウンロードできます。

各市町村の窓口（その1）

※備前県民局管内

岡山市	(086) 803-1284	環境保全課自然保護係（道路を除く）
玉野市	(0863) 32-5540	土木課管理係
瀬戸内市	(0869) 22-2099	建設課土木監理係
吉備中央町	(0866) 54-1319	建設課

※東備地域事務所管内

備前市	(0869) 64-1833	建設課
	(0869) 72-1104	（旧日生町地区）日生総合支所管理課
	(0869) 84-2513	（旧吉永町地区）吉永総合支所管理課
赤磐市	(086) 955-5347	（旧山陽町地区）環境課
	(086) 957-2226	（旧赤坂町地区）赤坂支所市民生活課
	(086) 995-1214	（旧熊山町地区）熊山支所市民生活課
	(086) 954-1183	（旧吉井町地区）吉井支所市民生活課
和気町	(0869) 88-1104	（旧佐伯町地区）佐伯庁舎総務事業課
	(0869) 93-1127	（旧和気町地区）産業建設部都市建設課

※備中県民局管内

倉敷市	(086) 426-3107	市民活動推進課
総社市	(0866) 92-8291	土木課
早島町	(086) 482-1511	教育委員会生涯学習課

※井笠地域事務所管内

笠岡市	(0865) 69-2146	建設管理課
井原市	(0866) 62-9524	建設課
	(0866) 87-3113	（旧美星町地区）美星振興課
	(0866) 72-0112	（旧芳井町地区）芳井振興課
浅口市	(0865) 44-9014	産業建設部建設業務課
里庄町	(0865) 64-7213	農林建設課
矢掛町	(0866) 82-1014	建設課

※高梁地域事務所管内

高梁市	(0866) 21-0232	（旧高梁市地区）建設課
	(0866) 57-3200	（旧有漢町地区）有漢地域局
	(0866) 42-3211	（旧成羽町地区）成羽地域局
	(0866) 48-2200	（旧川上町地区）川上地域局
	(0866) 45-2211	（旧備中町地区）備中地域局

各市町村の窓口（その2）

※新見地域事務所管内

新見市 (0867) 72-6131 建設課

※美作県民局管内

津山市 (0868) 32-2089 都市建設部管理課

鏡野町 (0868) 54-2989 建設課

久米南町 (086) 728-4413 建設水道課

美咲町 (0868) 66-2874 建設課

※真庭地域事務所管内

真庭市 (0867) 42-5033 (旧久世町地区) 建設部建設課
(0867) 66-2511 (旧八束・川上・中和村地区) 蒜山振興局地域振興課
(0866) 52-2111 (旧北房町地区) 北房振興局地域振興課
(0867) 52-1111 (旧落合町地区) 落合振興局地域振興課
(0867) 44-2607 (旧勝山町地区) 勝山振興局地域振興課
(0867) 56-2611 (旧美甘村地区) 美甘振興局地域振興課
(0867) 62-2011 (旧湯原町地区) 湯原振興局地域振興課
新庄村 (0867) 56-2628 産業建設課

※勝英地域事務所管内

美作市 (0868) 72-0924 (旧美作町地区) 都市整備部建設課
(0868) 77-1111 (旧勝田町地区) 勝田総合支所業務管理係
(0868) 78-3111 (旧大原町地区) 大原総合支所業務管理係
(0868) 78-3133 (旧東栗倉村地区) 東栗倉総合支所業務管理係
(0868) 75-1111 (旧作東町地区) 作東総合支所業務管理係
(0868) 74-3111 (旧英田町地区) 英田総合支所業務管理係
勝央町 (0868) 38-3113 産業建設部
奈義町 (0868) 36-4115 地域整備課
西栗倉村 (0868) 79-2231 建設課

各公園の窓口

※岡山県総合グラウンド (086)252-5203

※倉敷スポーツ公園 (086)463-7070

※水島緑地 備中県民局管理課 (086)434-7062
または倉敷市役所市民活動推進課 (086)426-3107